

序 「人身取引対策行動計画 2026」の策定に当たって

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。また、人身取引はしばしば国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、人身取引の防止・対策の強化は国際社会が取り組むべき喫緊かつ共通の課題である。

人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下「人身取引議定書」という。）第3条は、次のとおり定義している。

第3条

- （a）「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- （b）（a）に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が（a）に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- （c）搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、（a）に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- （d）「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

政府は、こうした被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、平成16年4月には人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、同年12月に同会議において「人身取引対策行動計画」を、平成21年12月には犯罪対策閣僚会議¹において「人身取引対策行動計画2009」

¹ 犯罪対策閣僚会議は、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進するため、平成15年9月、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚で構成する会議として発足した。人身取引対策推進会議は、平成26年12月、同閣僚会議の下に

を、また、平成２６年１２月には同会議において「人身取引対策行動計画２０１４」を策定したほか、関係閣僚を構成員とする人身取引対策推進会議を設置し、平成２７年以降毎年開催するなど、一体となってその対策を推進してきた。また、我が国自身の取組の強化と国際社会の一致した協力を促進するため、平成２９年には、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び人身取引議定書を締結した。さらに、令和４年１２月には、２０２０年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の終了も踏まえて、新たに「人身取引対策行動計画２０２２」を策定したところである。

こうした取組の結果、我が国の人身取引対策は着実に前進し、一定の成果を上げてきたと言える。しかし、人身取引の被害者数は増加傾向にあることに加え、人身取引は非常に潜在性が強いものであることから、全ての被害者を認知できているものではないということを念頭に、引き続き、その認知・保護に積極的に取り組むとともに、加害者の摘発等を一層強力に推進していく必要がある。

また、外国人材の適切な受入れに際しての人権保護の強化も念頭に人身取引対策に積極的に取り組んでいくことは外国人との共生社会の実現に資するものであるほか、これまで我が国で保護された人身取引の被害者は女性がその多くを占めているところ、その対策は女性への暴力根絶、ひいては全ての人が生きがいを感じられる社会の実現にも資するものとなる。

そこで、人身取引議定書第９条第１項の規定も踏まえ、この際、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、新たに「人身取引対策行動計画２０２６」を策定し、人身取引の根絶を目指すこととする。

この行動計画では、平成２９年に締結した人身取引議定書第３条に定める「人身取引」の定義に従い、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係行政機関、国際機関、ＮＧＯ等とも協力して、人身取引対策に取り組むこととしている。また、人身取引対策推進会議を開催し、人身取引に関する年次報告を作成・公表すること等を通じて、不断に各種対策の実施状況の確認、効果の検証等を進めていくこととしている。

位置付けられた。

1. 人身取引の実態把握の徹底

人身取引対策を効果的に進めていくには、第一に、その実態をしっかりと把握することが肝要である。人身取引の手段の巧妙化や情勢の変化を念頭に置きながら、それぞれの関係行政機関において自らが取り扱う人身取引事犯等の実態を丁寧に分析するとともに、関係行政機関間で情報共有等を図る必要がある。また、人身取引は国境を越えて行われるものでもあり、国際社会と協調して取り組んでいくことも重要となる。

(1) 人身取引被害の発生状況の把握・分析

売春事犯や風俗関係事犯、児童の性的搾取等事犯等の人身取引関連事犯の取締り、立入調査等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努める。出入国在留管理庁における各種手続等において、人身取引被害者又は加害者と認められた者の情報を人身取引事案のデータベースに登録し、それらの実態把握に努める。

こうした関係行政機関の取組や、在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。

関係行政機関、在京大使館、国際機関、NGO等との間で設置している人身取引事犯に係るコンタクトポイントを有効に活用して情報共有を図り、被害者の保護・支援及び被疑者の検挙に結び付ける。

外国人労働者等の旅券等の留め置きが疑われるなど人身取引に関連するおそれのある事案について調査を行う。

(2) 諸外国政府等との情報交換

人身取引対策を実施する関係省庁が、我が国に人身取引被害者を多く送り出している国々に加えて、人身取引に関連する様々な取組を実施している国々の関係機関と、必要に応じて協議の開催や政府協議調査団を派遣するなどして、関係構築、実情把握、情報交換に努める。また国内関係省庁間で必要な情報共有を図り、国内外で人身取引の防止及び被害者保護に関する協力関係の向上を図る。

2. 人身取引の防止

人身取引は、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難であるため、そもそも被害が発生しないようにしていくことが何よりも重要である。

そのためには、各種広報啓発活動（6（2）等も参照）や人身取引の需要側に対する働きかけ、取締りを含めた関連法令の適正な執行（4等も参照）等を推進していくことが重要である。特に、外国人に対しては、出入国管理、在留管理を適切に行うとともに、風俗営業、性風俗関連特殊営業等に係る不法就労の防止等を図っていくことが必要となる。また、外国人技能実習制度の運用や外国人材の受入れを図っていく上で、外国人の就労に係る制度が人身取引等に悪用されることがないように適切に管理されていかなければならない。

（1）入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止

① 厳格な出入国管理の徹底

本邦への入国目的に疑義がある外国人については、より慎重な審査を実施すべく、特別審理官に引き渡し、口頭審理を実施するなどして、空海港において、厳格な上陸審査を徹底するほか、人身取引事案のデータベース、事前旅客情報（API）、航空券の予約に係る航空会社が作成する乗客予約記録（PNR）等を活用し、人身取引加害者の入国阻止や同被害者の保護に努める。また、入国警備官による空港における直行通過区域（トランジットエリア）でのパトロール活動や港湾区域における警戒活動の体制を強化し、航空会社等との連携強化を図りながら、密航等やブローカー等からの偽変造旅券の受け渡し等不審な動きの監視・摘発に努める。

② 厳格な査証審査

偽装結婚、なりすまし等巧妙な手口による査証申請に対処するため、また、人身取引の被害に遭うおそれが否定できないような者からの査証申請に対処するため、個別面接を行い、厳格な審査を通じて人身取引被害の防止に努める。

また、元被害者が再来日するために査証申請したことが判明した場合には、更に慎重に審査をすることにより、元被害者が再度被害者となることを未然に防ぐ。

③ 偽変造文書対策の強化

人身取引被害者を不正に出入国させる手段として旅券等の偽変造文書が使用されることを防止するため、より高度な偽変造対策技術を導入した旅券等の開発に努めるほか、偽変造が困難な電子査証の導入拡大に努める。また、偽変造文書対策室を中心に、偽変造であることが疑われる文書の鑑識を厳格に実施することで、人身取

引被害者の入国阻止に資するとともに、空海港の職員に対する偽変造文書鑑識に関する研修等を実施し、鑑識機器の有効活用を含めた鑑識技術等の向上に努める。

(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止

厳格な在留管理により、偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止を図る。また、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りに資するため、警察、出入国在留管理庁等の関係行政機関の間で情報交換を推進するなど連携強化を図り、各種情報を収集するとともに、それらの情報を分析することによって、外国人の在留状況及び就労状況の的確な把握に努める。また、これまでに構築した犯罪のグローバル化に対応する横断的枠組みや不法滞在者等の生活、資格・身分の偽装等の手段として利用される犯罪インフラへの対策を総合的に推進する体制を引き続き活用する。これら偽装滞在・不法滞在事案を認知した場合には、連携の上、積極的な取締りを行い、人身取引事犯の掘り起こし及び被害者の保護を徹底する。

② 不法就労事犯に対する厳正な取締り

警察、出入国在留管理庁、労働基準監督署等関係行政機関が連携を強化し、不法就労事犯の取締りに資する情報交換を行うとともに、人身取引等の被害者を不法就労させる悪質な雇用主、ブローカー等を認知した場合には、関係行政機関が連携して、積極的に取り締まることにより、人身取引事犯の認知及び被害者の保護を図る。特に、風俗営業、性風俗関連特殊営業等に不法就労させられている人身取引被害者が多いことから、これら営業に係る不法就労事犯の取締りを強化する。

また、在留カードの偽変造が非常に精巧になっていることへの対策として、在留カード内のＩＣチップ内に記録されている券面情報を端末に表示することで、在留カードが真正であることを容易かつ確実に確認できる「在留カード等読取アプリケーション」を提供しており、さらに、在留カード等の番号を入力することで在留カードの有効性を確認できる「在留カード等番号失効情報照会」を出入国在留管理庁のＨＰ上で公開しており、不法就労の防止に努めている。

③ 不法就労防止に係る積極的な広報啓発の推進

外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、出入国在留管理庁は、毎年６月を「秩序ある共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」と定め、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、外国人を受け入れるに当たっての留意点等のほか、不法就労防止に係る啓発活動を行う。

また、不法就労外国人対策等協議会による経営者団体への説明会において、経営者団体に対して不法就労外国人問題に関する現状を共有するとともに、経営者団体から不法就労外国人対策への取組について発表を受け、今後も官民一体となって不法就労対策に取り組んでいくことを確認している。

(3) 労働搾取を目的とした人身取引の防止

① 外国人技能実習制度の適正化の更なる推進

技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護のため、外国人技能実習機構の検査担当職員に対する各種研修の実施等を行うとともに、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）に基づき、外国人技能実習機構による監理団体・実習実施者に対する実地検査を実施し、法令違反等を把握した場合には改善勧告等を行う。人身取引事犯の悪質な法令違反については、主務大臣等による監理団体の許可取消し等の行政処分等を実施する等、外国人技能実習制度の更なる適正化に向け不正な行為に対して厳正に対処する。

技能実習生の一層の保護を図る観点から、外国人技能実習機構が開設した「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」において暴行や脅迫等の緊急の対応を要する案件を迅速に把握し、外国人技能実習機構が技能実習生の一時保護や実習実施者等に対する実地検査等を行う。さらに、監理団体において人権侵害行為を把握した場合には、技能実習生を速やかに保護するとともに、迅速かつ確実に臨時監査を実施し、その概要を直ちに外国人技能実習機構に連絡することとし、人身取引事案を含む人権侵害事案に対する迅速な把握・対応を図る。また、監理団体が技能実習生の保護の義務を十分に果たせない場合等、必要に応じ、外国人技能実習機構が技能実習生の保護、実習先変更支援等を行う。

外国人技能実習機構において、令和4年4月より、技能実習生の一層の保護を図る観点から、組織体制の整備を行った東京、名古屋、大阪及び広島事務所を中心に、暴行、脅迫その他の人権を侵害する行為等の緊急対応案件を迅速に把握し、技能実習生の一時保護や実習実施者に対する実地検査等を一体的に行う。

技能実習生の失踪を減少させるため、平成31年3月に取りまとめた技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームで示された改善方策や令和元年11月に取りまとめた更なる改善方策を着実に実施すべく、失踪・死亡事案発生時の初動対応、技能実習生の失踪率に着目するなどした実習実施者等に対する実地検査を強化するとともに、技能実習生に対する支援制度の周知徹底を図るなど、技能実習生の失踪を減少させるための各種措置を講じる。

出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の間の情報連携、各地方出入国在留管理局・支局が必要に応じ外国人技能実習機構と連携して行う監理団体・実習実施者に

対する調査、都道府県警察等と外国人技能実習機構との相互通報制度等を通じて技能実習法違反が疑われる事案を着実に把握し、迅速かつ効果的な実地検査を引き続き実施する。

② 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底

外国人技能実習機構のHP、SNS及び「技能実習生手帳アプリ」により、技能実習生等に最新の技能実習関係法令、法令違反の通報先、申告手続、母国語相談窓口等を案内し、これらの情報が在京の各国大使館や現地政府などを通じ、最新かつ適切な内容で伝わるよう情報発信を行う。

技能実習の実施が困難となった技能実習生で技能実習の継続を希望する者について、監理団体の協力が得られない場合に外国人技能実習機構における実習先変更支援を受けることができることを周知するほか、技能実習生を保護するための施策を講じており、例えば技能実習生の妊娠又は出産を理由とした不利益取扱いの禁止等に係る事項や「やむを得ない事情」がある場合の転籍手続きの明確化等について、リーフレットを作成し、確実に伝わるよう周知活動を行うことなどにより、技能実習生が相談しやすい環境を目指す。

出国時に空海港において入国審査官が実習期間を満了せずに途中で出国しようとする技能実習生に対し、母国語で作成された「出国意思確認票」を用いて技能実習生の意思に反して技能実習を継続させずに帰国を強制する行為が行われていないかを確認する取組を着実に実施することにより、いわゆる強制帰国の防止を図る。また、技能実習生本人が意思に反して帰国を促された場合には、外国人技能実習機構に相談や申告を行うことができるほか、空海港での出国手続の際に入国審査官にその旨を申し出ることができることについて更なる周知を図る。

③ 労働基準関係法令の厳正な執行

労働基準監督機関等においては、実習実施者に対し、労働基準関係法令等の周知・啓発を行い、労働基準関係法令違反や人身取引関連事犯の未然防止に努める。また、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては、重点的に監督指導を実施し、労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、労働基準監督機関が外国人技能実習機構と合同で監督・調査を実施し事実確認を行うなどにより、人身取引の解消を図る。さらに、遵法状態の定着を図るための体制の強化を行う。

④ 技能実習生等の送出国との連携・協力

人身取引の温床となりうる保証金や違約金を徴収する等の不適切な送出機関等を排除するため送出国政府との間で作成した二国間取決め（17か国と作成）に基づき、両国で生じている課題等について情報共有や協議を行う。また、日本側が不適

切な送出機関の情報を把握した場合には、送出国に通報し、調査、指導、送出機関の認定取消しを含めた対応を求めるとともに、技能実習法に適合しない送出機関については、技能実習生の新規受入停止等の措置を講じるなど厳正に対処する。

また、失踪の原因の一つとして、入国時に支払った費用の回収等、技能実習生側の経済的な事情もあると指摘されていることから、来日前の技能実習生候補者を含めた技能実習生に対して、制度の趣旨や相談先を紹介する母国語の動画の活用等を通じて、失踪防止に向けた積極的な周知・啓発活動を実施する。

⑤ 特定技能制度の適正化

潜在的な特定技能外国人候補者を対象に、主要送出国の現地語で特定技能制度に関する情報を発信・広報（特設ウェブサイトの運用及び広報動画の公開）し、悪質な仲介事業者による、特定技能外国人候補者の知識不足に乗じた介入を抑止する。

建設分野において、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定している。日本人と同等以上の賃金水準、月給制及び技能習熟に応じた昇給などを受入れ企業に課し、国土交通大臣がその受入計画の認定を行うことや、巡回指導による確認等を通じて、外国人技能者の適正な就労環境の確保に努める。

特定技能制度における特定技能雇用契約、受入れ機関及び登録支援機関が満たすべき基準等に関する厳格な審査により人身取引の可能性・徴候を発見し、基準を満たさない受入れ機関等を排除する仕組みを通じ、悪質な仲介業者や受入れ企業の特定技能制度への参入を防ぐ。

令和6年6月に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）

（以下「本改正法」という。）が公布された。本改正法では特定技能1号の在留資格をもって在留する外国人に対する一号特定技能外国人支援の実施委託先を登録支援機関に限定することなどにより、一号特定技能外国人支援に係る制度の適正化を図るなどの措置を講じており、令和9年4月1日の施行に向け、政府において必要な準備を行っている。

⑥ 育成就労制度の創設

令和6年6月に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）

（以下「本改正法」という。）が公布された。本改正法により、現行の技能実習制度を発展的に解消し、新たに人材育成と人材確保を目的とした育成就労制度が創設された。育成就労制度は、我が国の人手不足分野において、3年間の育成就労期間を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し、人材を確保することを目的

としており、本人意向の転籍を一定の要件の下で認めること、育成就労外国人が送
出機関に支払う費用に上限額を設定すること、受入機関に対する監理支援事業を行
う監理支援機関の許可基準を厳格化すること、外国人技能実習機構を改組して外国
人育成就労機構を設け、受入機関や監理支援機関に対する監督指導、外国人に対す
る支援保護機能を強化することなどの措置を講じることにより、外国人の権利保護
を図り、制度の適正な運用に努めることとしており、人身取引事犯の予防にも資す
る。

育成就労制度は令和９年４月に運用開始予定であり、政府において必要な準備を
進めていく。

（４）いわゆるアダルトビデオ出演被害等への対策

① いわゆるアダルトビデオ出演被害の防止及び救済

いわゆるアダルトビデオへの出演に関する被害の問題は、被害者の心身や私生活
に長期間にわたって悪影響を与える重大な人権侵害であり、深く憂慮すべき問題で
あることから、令和４年６月２３日から施行された性をめぐる個人の尊厳が重んぜ
られる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図
り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和
４年法律第７８号）に基づき、出演被害の相談先である性犯罪・性暴力被害者のた
めのワンストップ支援センターの相談体制の強化に努めるとともに、人身取引関連
事犯に係る被害防止のための広報啓発を推進するほか、同法違反等により取締りを行
い、アダルトビデオ出演被害の防止及び救済を図る。

② 悪質ホストクラブ対策の推進

悪質ホストクラブをめぐっては、ホストクラブの従業員や経営者が、売掛金を回
収する目的で、客であった女性に対し、売春をさせるための客待ちを強要するな
ど、人身取引に関連する事案が発生していることから、広報啓発等を通じて被害の
未然防止を図るとともに、相談への対応や風俗営業等の規制及び業務の適正化等
に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）をはじめとする各種法令を駆使した厳正
な取締りを推進する。

（５）人身取引の防止のための罰則強化の検討

児童が被害者となる人身取引の更なる防止を図るため、人身取引議定書の担保法
の一つである児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の関係規定の重罰化の可能
性等について検討する。

また、近時の社会情勢等を踏まえた売買春に係る規制の在り方について必要な検
討を進める。

(6) 外国人材の更なる活用に向けた制度に係る取組

国家戦略特区における「外国人家事支援人材」の受け入れに当たり、人身取引被害防止のため、制度の適切な運用に努める。

(7) 人身取引の需要側に対する取組

① 性的搾取の需要側への啓発強化

人身取引被害者の多くが買春等による性的搾取を受けていること等について、性的搾取の需要側に向けた啓発媒体の作成、交通広告・SNS等の広報媒体を用いた積極的な広報を行うことなどにより、性的搾取の需要側への啓発を推進する。

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、児童買春等の子供の性被害事犯は、子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを周知するためのポスターを掲示するとともに、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、警察が警告のためのメッセージを投稿する取組を推進するなど、児童の性的搾取等の需要側に対する啓発に努める。

② 雇用主等への働きかけ

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習等の機会を通じた雇用主等への広報啓発活動や立入調査活動の際に、人身取引に関連する意識の向上、人身取引に関連する行為を規制する法令の理解・遵守を促し、人身取引への加担を防止するように努める。

外国人技能実習制度を所管する出入国在留管理庁及び厚生労働省と特に失踪者が多い業界を所管する省庁で協力し、失踪防止への働きかけを行う。

技能実習事業協議会や特定技能制度における分野別協議会等において、外国人材を受け入れている業界に対し、人身取引対策に係る情報の発信等を行う。

3. 人身取引被害者の認知の推進

人身取引は潜在性の高い犯罪であり、その被害者の発見は容易ではない。また、人身取引の被害者の中には、自身が被害を受けていること、救い出されるべき立場にあることを認識していないものもいるとの指摘もある。人身取引の加害者を検挙し、その撲滅を図るためにも、また、人身取引の被害者の保護を図るためにも、まずは、被害者を確実に認知していくことが大前提となる。

そのためには、人身取引問題について様々な広報手段を用いて周知を図りつつ、人身取引対策等に取り組む者が被害者を確実に認知するとともに、外国語による対応を含め、被害者がその被害を訴え出やすい環境を更に整備していく必要がある。

（１）「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進

平成２２年６月に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において申し合わせた「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」に基づき、関係機関において人身取引が疑われる事案を見逃すことがないよう、人身取引被害者やその関係者から相談や保護要請があった場合には、その者を保護することを念頭に置き、必要に応じて関係機関に速やかに通報又は連絡するなど、積極的に対応し、被害者の認知に関する措置を適切に講じていく。

外国人技能実習機構は、実習実施者による技能実習生に対する暴力や旅券の取上げ等により、技能実習生が従わざるを得ない状況で働かされるなど、人身取引が疑われる事案を把握した場合には、労働基準監督機関等に対し、情報提供等を行うとともに、必要に応じて各地方出入国在留管理局・支局と連携の上、当該実習実施者に対して、合同による調査を実施する。

全国統一番号の警察相談専用電話（「＃（シャープ）９１１０」番）や匿名通報ダイヤル等の警察の窓口、各地方出入国在留管理局・支局、外国人在留総合インフォメーションセンターにおける相談窓口や人権擁護に関する相談窓口、技能実習生からの相談を受ける外国人技能実習機構の相談窓口、労働基準監督署、女性相談支援センターや児童相談所等の性的搾取、労働搾取等を受けている女性、児童及び外国人からの相談や被害申告、通報等を受けることとなる各種窓口において、人身取引が疑われる事案を見逃すことのないよう、関係行政機関において、各窓口の役割、対応等を把握した上で連携を図り、事案に応じた適切な対応に努める。

相談には、できる限り母国語で対応するとともに、相談者等が同性を希望する場合には同性の職員が対応するなど、相談者等が相談しやすい環境を作るよう努める。

（２）潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知

人身取引の被害申告等を呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、上陸審査場、地方出入国在留管理局、外国人向け食材販売店等の人身取引被害者の目につきやすい場所に置くことにより、被害を受けていることを自覚していない又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者へ被害の申告先、相談窓口の周知を図る。また、被害者保護施策の周知に努め、被害申告を促すとともに、イベントや研修等様々な機会を利用して同リーフレットの内容を広く国民に周知し、人身取引への関心を高めて情報提供を促す。

入国時に技能実習生に配布している技能実習生手帳のほか技能実習生手帳アプリ、外国人技能実習機構ＨＰにおいて、技能実習生からの様々な相談に応じる「母国語相談ホットライン」や暴行、脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口である「技能実習ＳＯＳ・緊急相談専用窓口」についての案内を掲載する等、周知に努める。

出入国在留管理庁において、外国人がＳＮＳ等を使って人身取引の被害を相談できる

窓口を設け、その被害をより訴え出やすい環境を更に整備する。

（３）外国語による人身取引被害窓口対応の強化

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局において、面談、電話、インターネットにより、人身取引を含む人権問題に関する相談に応じており面談において常時約８０言語、電話及びインターネットにおいては常時１０言語に対応している。引き続き相談者ができる限り母国語で相談することができるよう、適切に対応していく。

また、出入国在留管理庁では、全国一律の番号（０５７０－０１３９０４（ＩＰ、海外 ０３－５７９６－７１１２））で、外国人及び関係者に対して、出入国・在留関係諸手続及び当該手続に必要な各種書類の記載要領等の案内を多言語で行うとともに、各地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く）に相談員を配置し、来訪者の相談に応じていく。

警察では、外国人からの１１０番通報に迅速・的確に対応できるよう、都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材の活用、外国語による対応が可能な職員の配置及び語学研修等の教養の実施に引き続き努める。

外国人技能実習機構では、技能実習生への相談対応について、「母国語相談」として、曜日を決めて主要な８言語により、電話やメールのほか、オンライン通話で相談対応を実施しているほか、地方事務所・支所においても同様に、電話、オンライン通話又は来所による対面での相談対応を実施しており、受け付けた相談に対しては、その内容に応じて適切に対応していく。

（４）在京の各国大使館との連携

外国人の人身取引被害者が母国の在京大使館に相談する事例もあることに鑑み、各国の在京大使館に対し、我が国における人身取引対策に関するリーフレット等の資料を送付し、自国民への広報を依頼するとともに、我が国の関係機関の窓口情報等を提供するなどして、人身取引被害に遭った自国民を把握した場合に我が国関係機関と連携して対処するよう協力を働き掛ける。

（５）在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進

我が国に対し人身取引被害者を多く送り出している国々から我が国に向けて出国する潜在的被害者に対し人身取引への注意喚起を促すとともに、我が国入国後の被害申告を容易にするため、それらの国々所在の我が国の在外公館や現地の政府機関等を通じ、被害者向けのリーフレットを頒布する。

また、在外公館による査証審査の過程において、在外公館での面接を実施した申請者に対してリーフレットを配布するほか、代理申請機関が査証申請受付を行っている国に

については、同申請機関に対し、申請者への注意喚起について協力を依頼する。

4. 人身取引の撲滅

人身取引の撲滅を図るためには、人身取引事犯の取締りにより加害者を排除し、実態を明らかにすることで効果的な対策を講じていくことが必要である。また、人身取引そのものではないにしても、人身取引が潜在するおそれのある関連事案についても積極的な取締りを実施し、人身取引事犯を掘り起こしていく必要がある。

(1) 取締りの徹底

① 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化

平成26年に設置された、内閣官房、警察庁、法務省、最高検察庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び海上保安庁からなる人身取引対策関連法令執行タスクフォースにおいて、都道府県別の人身取引担当部署間の連絡体制を強化することなどを通じて、人身取引関連事犯についての情報共有を図り、具体的な問題事案について関連部局が協力して積極的に取締りを行う。

② 人身取引取締りマニュアルの活用等による人身取引事犯の取締りの徹底

警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、上記タスクフォースにおいて令和4年に改定を行った、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を有効活用し、それぞれの職員が性的搾取、労働搾取等を目的とする人身取引に該当する可能性のある事案や人身取引が潜在しているおそれのある事案についての認識を共有し、当該事案を認知した場合には、必要に応じて緊密な連携を図り、取締りを徹底するとともに、人身取引加害者に対する厳正な科刑の実現に努める。

③ 売春事犯等の取締りの徹底

売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯について、取締りを徹底し、人身取引事犯の掘り起こしを図るほか、人身取引関連事犯の加害者に対して厳正な科刑の実現に努める。

④ 児童の性的搾取に対する厳正な対応

児童買春・児童ポルノ事犯に対しては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の国外犯処罰規定の適用を含め、同法違反等により積極的かつ適正な取締りを徹底し、人身取引事犯の掘り起こしを図るとともに、人身取引事犯の加害者に対する厳正な科刑の実現に

努める。また、オンライン上の児童の性的搾取等事犯の取締りに係る国際協同オペレーションへの参画等を通じて国際連携を強化し、厳正な取締りを推進する。

⑤ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令の履行確保を図るとともに、人身取引に該当する可能性がある事案を認知した場合には、関係行政機関が緊密な連携・協力を図り、不法就労に関与する悪質な雇用主、偽装滞在、不法滞在に関与するブローカー等の検挙を念頭に人身取引事犯及びその関連事犯の取締りに当たる。その際、犯罪収益の剥奪を含め、人身取引事犯及びその関連事犯の加害者に対する厳正な科刑の実現に努める。

⑥ 技能実習生等に対する労働搾取を目的とした人身取引の取締りの徹底

都道府県労働局の人身取引対策担当者が中心となり、技能実習生等からの相談や外国人技能実習機構からの情報、監督指導時に把握した情報等の各種情報から、労働搾取を目的とした人身取引が疑われる事案の掘り起こしを行うとともに、労働基準関係法令違反が認められた事案で、技能実習生等に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる重大・悪質な事案については、労働基準監督機関において送検する。

技能実習生や特定技能の在留資格を有する外国人について、人身取引につながるおそれのある旅券等を取り上げる行為は、技能実習法上禁止されていることから、同行を外国人技能実習機構や各地方出入国在留管理局等で把握した場合、悪質な技能実習法違反事案については、主務大臣等による実習計画の認定取消や監理団体の許可取消等の行政処分等を実施し、処分等の内容を公表するとともに、特定技能外国人については、雇用先の企業等における特定技能外国人の受入れ停止などの措置を適切に実施する。

（２）国境を越えた犯罪の取締り

① 外国関係機関との連携強化

警察庁は、ＩＣＰＯ（国際刑事警察機構）を通じて、人身取引被害者の送出国や日本人による児童買春等が行われている疑いのある諸外国の捜査機関との間で、人身取引事犯及び児童買春・児童ポルノ事案に関する情報交換を必要に応じ実施する。また、警察庁において、子供の性被害防止に取り組む国内の関係機関、外国捜査機関、在京大使館等が参加する「子供の性被害防止セミナー」を開催し、同セミナーにおいてそれぞれの取組を紹介し、情報・知見を共有するなど、関係機関との連携強化を図る。

海外で邦人が人身取引に関与したことを理由に拘束された事案が発生した場合は、邦人保護の観点から外務省が現地当局及び本人への対応を行うとともに、警察庁に情

報提供を行う。

② 国際捜査共助の充実化

外国当局が、当該国で児童買春・児童ポルノ事犯等の人身取引事犯に関与した日本人を訴追するに当たり、国際礼譲又は刑事共助条約等の関連する国際約束に基づいて我が国に捜査共助を要請してきた場合には、国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）等の国内関連法に基づき、迅速かつ適切に共助を実施する。特に、共助件数の多い国との間には、刑事共助に関する条約の締結の可能性について検討する。

5. 人身取引被害者の保護・支援

人身取引の被害者は、精神的・肉体的に大きな被害を受けていると考えられ、まずは被害者の安全を確保した上で、その心情、立場を踏まえた支援措置を講じていくことが重要である。また、全ての被害者が保護・支援措置の対象となるよう、犯罪被害者や女性、児童、外国人に関する既存の支援制度等も活用しつつ、効果的な措置を講じていく。

（1）「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

平成23年7月に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議で申し合わせた「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」に基づき、関係行政機関は相互に連携しつつ被害者の保護に関する措置を適切に講じていく。

人身取引の被害者に対し、保護施策の周知及び外国人である場合には、在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行う。また、外国人の人身取引被害者に対し、その立場に十分配慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新、在留資格の変更又は在留特別許可により、法的地位の安定を図る。さらに、在留を希望する被害者や、帰国することができない被害者については、本人の意思を尊重しつつ、個別の事情を総合的に勘案した上で、必要に応じて就労可能な在留資格を認める。

（2）保護機能の強化

法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として男性も含めた人身取引被害者に対し宿泊施設を一時的に提供する支援を適切に行っていく。

技能実習生が人権侵害等により、実習実施者の下での実習継続が技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の趣旨に合わない認められる場合には、引き続き実習を行うことを希望する技能実習生が実習を行うことができるよう監理団体は他企業での実習継続等の支援を行うこととされており、実習継続等に係る支援が確保されていない場合には、外国人技能実習機構から監理団体等に対して助言・指導を行う。また、他企業で

の実習開始までの宿泊施設の確保など、監理団体等による技能実習生の支援ができない、又は監理団体等が支援を行うことが適当でない場合には、外国人技能実習機構が、実習先変更支援のほか、一定期間宿泊先の提供を行う等、引き続き支援を行っていく。

（３）被害者への支援

① 人身取引被害者の支援のための意識の向上

性別等に関わらず全ての者が被害に遭う可能性があることから各関係行政機関において、被害者の保護に関する必要な知識及び意識の向上を図るとともに可能な限り相談者の希望に応じた対応ができるよう努める。

② 男性被害者に対する一時保護・援助等の拡充

男性被害者に対する支援についても、長期保護に関するさらなる公的支援の充実の可能性等についても検討する。

なお、法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として、男性を含めた人身取引被害者に対し、宿泊施設を一時的に提供する支援を引き続き行っていく。

③ 女性相談支援センターにおける一時保護・援助等の一層の充実

女性相談支援センター等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うとともに、外国人被害者である場合には、出身国の大使館や外国人支援を行う民間団体、ＩＯＭ等の関係機関等と連携・協力を図りながら、言葉の問題や生活習慣、食事の違いにも適切に対応し、きめ細かい支援を図る。

④ ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする性犯罪・性暴力被害者支援の充実

「第６次男女共同参画基本計画」（令和８年３月１３日閣議決定）及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針２０２５（女性版骨太の方針２０２５）」（令和７年６月１０日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、被害者の心身の負担を軽減するため、被害直後から相談を受け、緊急避妊薬の処方、証拠採取などの医療的な支援、心理的支援などを可能な限り一か所で提供する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）」における相談員の処遇改善、２４時間・３６５日対応を進めるとともに、夜間休日に対応できる「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」の設置、運営を行うなど、支援体制の整備を図るとともに、被害者支援の充実を図る。

ワンストップ支援センター全国共通短縮番号（「＃８８９１（はやくワンストップ）」）

の周知・広報を進める。また、若年層が利用しやすいよう、SNS相談支援事業（「Cure time」（キュアタイム））について、引き続き周知を行う。

被害児童の精神的打撃の軽減を図るために実施している継続的な支援については、専門知識が必要な場合も多いことから、警察において、あらかじめ臨床心理学、精神医学等の専門家を委嘱しておくなど、必要に応じて支援を担当する警察職員が部外の専門家の助言を受けることができる態勢を整備する。

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を適切に運用するとともに、国民への更なる周知を図る。

⑤ 捜査過程における被害者への情報提供

損害賠償に関する制度、人身取引等の被害者の保護に関する制度、被害者が証人等として出廷することがあり、その場合には証人の遮へい措置を講じることができる制度があることなど、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」（日本語版及び英語版）を作成し、犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどして、これらについて分かりやすく教示するよう努める。

⑥ 被害者に対する法的援助の実施とその周知

日本司法支援センター（法テラス）において、日本人や在留外国人である人身取引被害者に対し、①犯罪被害者支援の理解や経験のある弁護士の紹介等の情報提供、②加害者に対する損害賠償請求等の民事手続を行うに当たって、資力要件等を満たす被害者に対し、無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行う民事法律扶助、③加害者に対する刑事裁判手続に参加する場合の旅費等の支給に加えて、④令和8年1月から運用を開始した犯罪被害者等支援弁護士制度により、例えば殺人や性犯罪等の被害者等に対し、被害直後から被害届・告訴状の作成・提出や加害者への損害賠償請求等の弁護士による包括的・継続的な援助を実施する。

また、これらの犯罪被害者支援について、多言語での情報提供も含めて、広く周知に努める。

⑦ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援

本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、国際移住機関（IOM）、被害者出身国の在京大使館、女性相談支援センター、民間シェルター等との情報交換と連携を一層密にしながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組むとともに、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図る。また、出身国大使館等から帰国用渡航文書が速やかに発給されるよう関係各国との情報交換を推進する。

国際移住機関（IOM）への拠出を通じ、国内で保護された被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用（職業訓練・医療費等）などを手当てするなどして、被害者の出身国の在京大使館・政府・NGOとも協力の上、被害者の円滑な帰国及び帰国後の社会復帰と、再被害の防止に向けた最適な支援を行う。

6. 人身取引対策推進のための基盤整備

人身取引の撲滅を図るため、「人身取引を許さない」という国民意識を醸成していくことが肝要となる。国際社会とも連携しつつ、総合的かつ包括的な対策を講じていくとともに、関係行政機関の取組状況も確認しつつ、取り組むべき施策についても必要な見直しを行っていく。

（1）関係諸国、国際機関との連携強化

我が国で認知される外国人人身取引被害者の大半はアジア出身であるところ、以下の施策を通じ、人身取引対策に係るアジア諸国との連携を一層強化する。また、今後の人身取引被害者の出身国の状況も踏まえ、必要な連携強化を検討していく。

（i）東南アジア諸国に対し、人身取引に関する教育の普及、被害者ケア、職業能力強化、法執行能力強化等の分野において政府開発援助（ODA）を通じ支援を提供する。これらの国への支援においては、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国際移住機関（IOM）等の国際機関、JICA、NGOとも協力し、人身取引の背景の一つである貧困の削減にも取り組むとともに、各国における人身取引の防止と被害者の支援に資する協力を実現する。

（ii）人身取引被害者の送出国との間で、適切な情報交換を可能とする二国間協力・情報交換の枠組の構築を進めていく。

（iii）バリ・プロセス（密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議のフォローアッププロセス）を通じ、アジア太平洋地域における人身取引対策に関する情報共有を更に強化する。

（iv）国連アジア極東犯罪防止研修所が行う各種の研修や情報共有の活動等、我が国が中心となって行っている国際協力の取組を通じ、人身取引対策の分野におけるアジア諸国の法制度の整備、実務の改善及び関連諸機関の能力向上を図る。

(v) 海上保安庁と J I C A により共同でアジアの海上法執行機関等を対象に、人身取引対策を含む海上犯罪取締りに必要な知識・技術に関する研修を実施していく。

(vi) 独立行政法人男女共同参画機構において、国際協力機構 J I C A からの委託を受け、諸外国の行政及び民間の性犯罪・性暴力等の予防と根絶を含む人身取引対策に携わる担当者等に対する研修を実施し、各国間の連携強化や人身取引対策に資する啓発に取り組む。

(2) 国民等の理解と協力の確保

① 広報啓発活動の更なる促進

人身取引につき、人身取引とはどのようなものか、また、その実態について、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識を共有することを目標とし、以下の方法による情報発信のほか、より効果的な広報について検討していく。

(i) 関係省庁において、インターネット等を利用した人身取引に関する啓発活動について、広報手段の拡大等も含め、今後強化していく。

(ii) 10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であることから、若年層の性暴力被害予防に関し、毎年4月の「若年層に対する性暴力被害予防月間」をはじめ、若年層に向けた啓発活動を効果的に展開し、相談先の周知を図る。

(iii) 人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、上陸審査場、地方出入国在留管理局、外国人向け食材販売店、外国人被害者の主な送出国の駐日大使館及び在外日本国大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。

(iv) 毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、人身取引を含む性犯罪・性暴力等の暴力の予防と根絶に向けて、地方公共団体、民間団体等と連携し、暴力が重大な人権侵害であることや相談窓口等について広報活動を行う。

(v) 警察庁において、人身取引に対する国民の理解を深めるため、人身取引事犯の主な手口等に関する資料を作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、SNS等を活用した被害防止広報を実施する。

(vi) 法務省の人権擁護機関において、人身取引や外国人に対する偏見や差別を解消するため、「人身取引をなくそう」及び「外国人の人権を尊重しよう」を、それぞれ啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を引き続き実施する。

(viii) 国際社会に対して我が国の取組が正しく伝わるよう、内閣官房及び外務省ウェブサイトへの資料の英文訳の掲載や人身取引対策に関連する国際会議における参加等を含め積極的に発信していく。

② 学校教育等における取組

文部科学省において、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識等を高める教育の推進に努める。また、学習指導要領に基づき、自他の生命を尊重する心を重視した教育を推進する。さらに、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」を推進していく。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす取組を推進する。

また、インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレットを作成し、関係機関・団体や学校における活用を促すなど、性被害の防止に資する啓発を推進する。

③ 性的搾取等の根絶に向けた官民連携の取組

官民が連携し、人身取引・AV出演被害等の性的搾取等の根絶を目指し、被害防止及び被害者の救済に係る取組を進める。

④ 中小企業団体への働きかけ

経済産業省においては、中小企業団体（日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会）に対し、人身取引対策を含む政府の外国人労働者に関する取組等について、関係省庁の協力を得て情報提供し、外国人労働者問題に対する意識の向上等を図る。

⑤ 海外渡航者への啓発

不健全旅行等の法令に違反するサービスの提供は、旅行業法（昭和27年法律第239号）において禁止されており、旅行業者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じて指導する。また、外務省においては、海外安全ホームページに掲載している「海外安全虎の巻」や安全対策基礎データの他、現地在外公館による領事メール等による注意喚起を通じ、日本人が「犯罪者」になるケースとして買春をあげ、海外において買春に関与しないよう国民に対する啓発を継続する。

（３）人身取引対策の推進体制の強化

① 閣僚級会議の実施

閣僚級会議である人身取引対策推進会議を開催し、政府一体となって人身取引対策を推進していく。

② 関係行政機関職員の知識・意識の向上

各関係行政機関において、人身取引対策に関する関係行政機関、IOM等の関係機関やNGO等から講師を招くなどし、関係職員に対する人身取引被害者の認知、保護、支援等の方法に係る専門的かつ実践的な研修等を実施し、人身取引対策を推進する上で必要な知識・技能の習得及び意識の向上を図る。

検察官に対し、各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義を実施するとともに、全国の検察官が集まる各種会議等において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知し、人身取引事犯の具体的事例等を共有するなどして、人身取引対策を推進する上で必要な知識及び意識の向上を図る。

③ 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進

人身取引事犯に係る関係省庁及び地方行政機関の人身取引担当者の連絡先を交換し、地方ブロックごとに連絡会議を随時開催するなどして情報共有を密にし、被害者の認知から保護に至る一連の手續における連携を強化する。

出入国在留管理庁、警察庁、法務省及び厚生労働省との間で作成した不法就労等外国人対策に係る合意文書に基づき、人身取引等の国際的な組織犯罪対策として、不法就労事犯に対する厳正な取締りを強化するなど、円滑かつ積極的な情報交換を行う。

④ NGO、IOM、民間企業等との連携

関係省庁とNGOの間の意見交換を継続して実施するとともに、IOM等の関係機関とも連携を図り、官民一体となった人身取引対策を推進する。

人身取引に係るコンタクトポイント連絡会議を開催するなどして、NGO、IOM等の関係機関と連携強化を図ることにより、官民一体となった人身取引対策を推進す

る。

航空会社から人身取引被害者の可能性がある搭乗者の情報提供を受けることで、人身取引被害の防止を図る。

⑤ 人身取引に関する年次報告の作成等

人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成し、公表する。また、我が国の人身取引対策の現状について関心を有する在京各国大使館等にも年次報告を説明するなどし、我が国の人身取引対策についての取組を広く示していく。

さらに、上記年次報告の作成を通じ、人身取引に係る最新の情勢の把握や各種施策の進捗状況や効果等を確認・検証し、随時必要な施策を検討するほか、必要に応じて行動計画の見直しを行う。